

＜保育料の算定方法＞（案）

○保育料の算定根拠

- 保育料は住宅借入金等特別控除が適用される前の父母の所得割額の合算で決定します。
なお、保育料の算定においては、住宅借入金等特別控除のほか、寄附金控除（国又は地方公共団体等に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、特定増改築等住宅借入金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除、電子証明書等特別控除の適用もありません。
- 父母ともに市民税非課税の場合で、児童を扶養している祖父母等が同一世帯にいる場合には、その者の市民税所得割額により保育料を算定します。
- 児童の父母が未申告の場合には、最も高い階層での決定となります。速やかに申告のうえ、児童福祉課に申し出てください。
- 平成29年1月2日以降に転入された方については、提出していただいた平成29年度（非）課税証明書により算定します。

○1号の多子軽減

- 年収約360万円未満相当の世帯
保護者が監護し、生計が同一のお子さま（年齢制限が撤廃となりました）の人数で最も年長の者から順にカウントします。（※別居されているお子さまがいる場合は、児童福祉課までご連絡ください。）
- 年収約360万円以上相当の世帯
同一世帯の小学校（小学3年生以下）、保育所、認証保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に通園、通学または児童発達支援（守谷市こども療育教室等）、医療型児童発達支援を利用しているお子さまで（※波線部分については要申告）、最も年長の者から順にカウントします。**ただし、特例給付※の場合は、就学前児童の人数において算定します。**
- 2人目の保育料は1人目の該当保育料の半額（年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、無料） 3人目以降の保育料は0円となります。

○2・3号及び特例給付※の方の多子軽減

- 年収約360万円未満相当の世帯
保護者が監護し、生計が同一のお子さま（年齢制限が撤廃となりました）の人数で最も年長の者から順にカウントします。（※別居されているお子さまがいる場合は、児童福祉課までご連絡ください。）
- 年収約360万円以上相当の世帯
同一世帯の就学前児童が保育所、認証保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に通園、または児童発達支援（守谷市こども療育教室等）、医療型児童発達支援を利用しているお子さまで（※波線部分については要申告）、最も年長の者から順にカウントします。
- 2人目の保育料は1人目の該当保育料の半額（年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、無料） 3人目以降の保育料は0円となります。

※ 特例給付とは…保育所、認定こども園（保育所枠）等の入所を希望し、2号認定を受けている方のうち、保育所、認定こども園（保育所枠）等の入所が決まるまでの間、新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）に入所すること。特例給付期間の保育料は1号認定の保育料が適用となりますが、多子軽減については2号認定の方と同様の扱いとなります。

○その他

- 年齢区分は平成30年4月1日現在の年齢であり、年度途中で誕生日が来ても年齢区分は変わりません。
- 月の途中で入所・退所する場合は、月額保育料を日割り計算します。
- 延長保育料や教材費等は別途必要となります。

【保育料の変更・減免】

下記の場合、保育料が変更・減免になる場合がありますので必ず年度ごとに児童福祉課に届け出てください。

- 児童が疾病等の理由により、同一の月において連続して開所日数の11日以上保育所を欠席した場合
- 第2階層～第4階層の方で、同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる場合
- 結婚歴のないひとり親家庭への寡婦（寡夫）控除のみなし適用
- 家庭状況が変わった場合（離婚・再婚・祖父母と同居等）
- 税の修正申告等が行われた場合 など

※平成29年9月分以降、世帯の医療費合計額が総所得金額の100分の5を超える場合については、保育料減免の対象外となりましたので、ご了承ください。